

①参加支援・地域づくり支援

参加支援

- 丸ごと相談員（三間）が引きこもりの状態にある世帯に地域食堂での食事を配食。関係性を構築しながら地域食堂等への参加を促す
- 平成30年に豪雨災害の被災地となった吉田地域においては、地域コミュニティの重要性を地域で共有し、生活支援サービスの担い手の育成（地域参加）を図っている
- 協力機関として、地域交流拠点を中心に実施（地域づくり推進事業所「もみの木」、地域交流拠点「島の保健室」）

地域づくり支援

- 丸ごと相談員が戸別訪問を実施、必要に応じて「暮らしの相談窓口」等に繋げる
- 地域の多様な主体（金融機関、新聞配達、移動販売、配食事業所等）との協働で業務中に地域の高齢者を「気にかける」ネットワークを構築中

②背景課題・参加支援

重層的支援体制整備事業に取り組んだ背景

- 年間約1,100人ペースで人口が減り続け、高齢化率が40%に達しようとする中、世帯が抱える複数の課題解決には組織体制を一新する必要があった。
- 平成29年度からモデル事業を実施し、地域と保健福祉部内においては「断らない相談支援体制」が職員に浸透してきたため、重層的支援体制整備事業をきっかけとして庁内のどの課、どの窓口においても相談の受け止めが出来る体制構築が目標。
- 地域においても平成30年7月豪雨災害において発揮した「地域力」を、市内全域に広げることで少子高齢化が進んでも生き生きと暮らせるまちづくりを実践したい。

参加支援に関する取り組みの内容

- 引きこもり事案等、長期にわたって社会から孤立した者にとって、いきなりの就労は難しいため、地域交流食堂等、垣根の低い社会参加の場を作り、丸ごと相談員により地域に溶け込む支援を実施する。

③ 主要な取組事項

「相談支援」に関する体制・取組の内容について

- 具体的な支援の流れとしては、「決して断らない相談支援」ということで、福祉課に「くらしの相談窓口」を設置し、そこに配置されている相談支援包括化推進員を軸とし、既存の相談支援の取り組みを活かしつつ、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、保健福祉部5課（福祉課、高齢者福祉課、保護課、保険健康課、子ども家庭課）において、相談支援包括化協力員を配置の上、さらに「まるごと相談員」を地域包括支援センターおよび福祉課に分散配置し、相談支援体制をより一層強化する。
- 平成29年度の取り組み開始から5年が経過し、当初持っていた職員の「丸ごと我が事として受け止める」姿勢が薄まってきたため、令和5年度においては再度の職員育成が必要と感じ、保健福祉部全職員を対象とした研修会を実施予定
- 庁外のネットワークの強化を図るため、「食の支援」、「居住支援」をテーマとしてNPOや業界団体との具体的な連携について検討中

支援会議・重層的支援会議のフロー図

令和5年4月1日現在

生活困窮・複合課題の相談は
くらしの相談窓口へ



本人相談・他者からの通報

新・くらしの相談窓口

まるごと相談員が聞き取り、
福祉総合相談システムを活用し、
関係課へのつなぎ、連絡調整をはかる。

どの課、部署においても
相談ごとをまず受け止める！

多機関協働事業

参加支援事業



アウトリーチ 支援事業

まるごと相談員
(本庁・三間・九島・吉田・津島)

まるごと相談員
福祉課
障害福祉係
児童福祉係

まるごと相談員
地域包括支援センター
三間もみの木
九島島の保健室

高齢者福祉課

協力員

保険健康課

協力員

支援会議 (同意無し) ※随時開催
相談内容および過去
にかかわりがある
関係課職員が参集
(協力員が指名)
情報共有の上訪問メ
ンバーを確定

協力員

保護課

協力員 協力員

子ども家庭課

福祉課

訪問及び対応



① アウトリーチ

緊急性無し 緊急性有り

② 重層的支援会議

担当：くらしの相談窓口
同意有り、
※定期開催
今後の支援メンバーを選出。
伴走支援につなげる

③

モニタリング
で終結となる
まで継続支援



重層的支援体制整備事業のイメージ

公 助

令和5年4月1日現在

